

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会  
第2回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ

○日時：令和4年10月13日（木）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授

大竹 智 立正大学 教授

敷村 一元 全国児童館連絡協議会会長

愛媛県児童館連絡協議会会長（えひめこどもの城 園長）

所 貞之 城西国際大学福祉総合学部 教授

水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

事務局

里平子育て支援課長

佐藤子育て支援課健全育成推進室室長補佐

阿南子育て支援課健全育成推進室児童健全育成専門官

○議題

- (1) 今後の児童館のあり方について
- (2) その他

○配付資料

資料 1 これまでの議論（第1回）における主な発言要旨

資料 2 委員提出資料（安部委員、敷村委員、水野委員）

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 児童館に係る法令等の概要

参考資料 3 「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日児発第123号厚生事務次官通知及び第967号厚生省児童家庭局長通知）

参考資料 4 「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

参考資料 5 令和5年度予算概算要求のポイント（こども家庭庁）

○佐藤補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員全員御出席となっております。

また、本日はウェブ会議での開催となっておりますが、こちらにつきましても毎回のことですけれども、御協力ありがとうございます。

各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いします。委員長から御指名の後、ミュートを解除して、お名前を名のついでいただいた上で御発言いただければと思います。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

今回の会議は傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信を行っておりますので、これ以降の録音・録画は禁止させていただきます。傍聴されている方はくれぐれもお気をつけください。

それでは、議事に移りたいと思います。

座長、よろしくお願いします。

○大竹座長 皆さん、こんにちは。本日は御多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど事務局からお伺いしましたら、本日のこの委員会につきましては、傍聴希望の方が大変多いと伺っておりまして、児童館職員の方々、とても関心が高いことがうかがえたところでございます。

第1回は、各委員からそれぞれのお立場から児童館のあり方について御意見を伺いました。それらの御意見は、それぞれ指摘していただいたところは大切な視点だったと思っています。

今回は第2回目ということで、先生方の御意見を踏まえながらも、前回幅広でもありましたので、本日は今回の委員会としてあり方の方向性と幾つかの柱を固めていけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのような意味からも、初回に里平課長さんからも御挨拶いただきましたけれども、このワーキングでの議論の状況は専門委員会に報告した後、こども家庭庁に引き継がれるものと認識していますので、現状を踏まえつつ、本日も建設的な御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、配付資料の確認について事務局からお願ひしたいと思ひます。

○佐藤補佐 それでは、本日の資料について御確認させていただきます。

まず、資料が2点ございます。資料1といたしまして、これまでの議論、第1回における主な委員の皆様が発言要旨をまとめたものでございます。資料2「委員提出資料」といたしまして、安部委員、敷村委員、水野委員からお預かりさせていただいております。

このほか、参考資料といたしまして5点ほどつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

不足がございましたら、大変お手数ではございますが、メールでお知らせしている資料を御確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

資料は大丈夫でしょうか。

それでは、議事の1「今後の児童館のあり方について」です。

議事に入る前に、このワーキングは今日を含めて残り2回となっていますので、取りまとめの方向性を事務局と相談いたしました。少しお時間をいただいて、委員の皆様にお諮りしたいと思っています。

本ワーキングは、放課後児童対策に関する専門委員会に連なるものとして設置されていますので、議論の状況を取りまとめて専門委員会に報告することとしています。

現在のところ、専門委員会の取りまとめ方針が決まっていないようですので、こちらで先に形をつくってしまいますと、整合するのが難しくなります。一旦資料1のような形で意見を集約していただき、一部解説等を書き加えた形でまとめておくこととしたいと思っています。

その後、専門委員会の取りまとめ段階で、本ワーキングの意見を反映していただいた上で、委員の皆様には改めて御確認いただきたいと思っています。

次回で取りまとめ案をまとめていき、12月に第14回専門委員会が開催される予定と聞いておりますので、その席上で安部委員、水野委員から御報告していただきたいと思っています。

また、取りまとめの内容としては、全3回の議論の成果とともに、今後の児童館のあり方を実現するために必要と考えられる意見を提言として数点お出しし、こども家庭庁に引き継いでいただきたいと考えております。

今日の議論の内容からも絞り込んでいきたいと思いますが、私と事務局とで打合せをし、素案としてまとめてみました。その内容は、1番目が児童館の制度について、2番目が児童館のソーシャルワーク機能について、3番目が児童館の居場所機能について、4番目が大型児童館についてです。この4つの柱を私たちの案としてお出ししておきたいと思いません。

このような大きなくくりで、これらは前回の先生方の御意見、本日の提出資料等を踏まえた上で、方向性としてこの4つの柱で検討していきたいと思っていますけれども、各委員の皆様、この方向性、この柱ということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹座長 皆さんにうなずいていただきましたので、了解されたということで進めさせていただきます。ありがとうございます。また最後に確認をしたいと思いま

すが、提言に盛り込むべき論点を意識しながら進めていくこととしたいと思っております。

それでは、本日は今後のあり方につきまして、お一人ずつ御発言いただけたらと思いません。事前に資料を御提出していただいている委員につきましては、当該資料の御説明もお願いできればと思います。また、併せて前回の議論を整理していただいておりますので、資料1について、分類箇所や表現などで御自身の御意見と相違がありましたらお知らせいただければと思っております。

皆様に御発言いただければと思っておりますので、まずはお一人7分程度で御発言をお願いしたいと思っております。本日は順番を変えました。水野委員、所委員、敷村委員、安部委員ということで、皆さん、御準備はよろしいでしょうか。最初は水野委員、所委員、敷村委員、安部委員、そして、私は最後に御発言させていただければと思っております。

それでは、水野委員からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○水野委員 おはようございます。一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。冒頭の発言、緊張いたしますが、よろしくお願ひいたします。

初めに、先日いただいた発言要旨、資料1について補足で加えていただきたいことが2点ほどございます。

1点ですが、「総論」のところですが、ここにつきましては児童館の総論ということで、「児童館は遊びを通じた健全育成をする施設である」ということは基本的な部分としてここに押さえていただけたらと思っております。先ほどお話ししたソーシャルワークですとか、居場所ですとか、中高生支援ですとか、乳幼児につきましても、基本的には遊びを通じた健全育成の場であることを「総論」に記載していただけるとありがたいと思っております。

もう一点です。この資料1の4の「配慮を必要とするこども」の部分でございます。皆様からこのときにいろいろなお話があり、敷村委員から御提出の資料を読ませていただいた中にもありましたが、児童館は環境的にはユニバーサルな場所ではありますけれども、様々なこどもたちが過ごすインクルーシブな関わりがとても大きい場所ではないかと思っております。児童館には児童厚生員という職員がおりまして、人と人との関わりをつなぐインクルーシブな環境をつくり出す役割として児童厚生員がいることも、この「配慮を必要とするこども」の部分に該当するのではないかと感じておりますので、加えていただければ幸いです。

続きまして、私が提出した資料についての御説明に入らせていただきたいと思っております。これは第1回のワーキングでも提出させていただきましたけれども、今回は概要版ではなく300ページ以上あった報告書から最終のまとめの提言を資料として抜粋して提出させていただきました。実はこのワーキングの座長でもあります大竹先生におまとめいただいたものですが、僭越ながら少し私から補足をさせていただきたいと思っております。

「まとめ」の中ですけれども、市区町村の調査結果から見えた課題としては、308ページと記載をされてあるところの「(4) その他」の1にもありますように、児童館は0から

18歳未満の地域の全ての子どもたちが対象であること、乳幼児支援、放課後児童クラブに特化した施設ではないということが市区町村においても十分理解されていないということがここで確認されております。自治体に児童館の正しい理解ができるような施策などが必要なかもしれないと感じております。

もう一つ、児童館の重要性は認識をされていても、一般財源化された中では人件費、運営費の財源確保が難しいとの声があります。現場としても人材不足はほかの職員の負担にもつながって、熱意、思いだけでは継続した支援が難しい状況のようです。何らかの解決策を探っていきたいと感じております。

研究における提言としては、1枚めくっていただいて310ページの冒頭に、児童館は児童福祉法に規定されている児童福祉施設12種別のうち、保育所、認定子ども園に次いで3番目に多い施設の上、無料で誰もが利用できる児童福祉施設として全国に4,398か所あること、地域に根差した児童福祉施設としての社会資源として、地域の福祉課題への対応に向けてさらなる充実、有効活用をすることがより効率的であること、そのためには児童館が各自治体で明確に位置づくことを提言としております。

このことも踏まえて、その下の1つ目の○でございますが、児童館ガイドラインに基づく「配慮を必要とする子どもへの対応」「子どもが意見を述べる場の提供」などは、コロナ禍であっても子どもの権利保障を大事にしている児童館だからこそ、実施の施設は増加傾向にあって、今後さらにソーシャルワーク機能の充実のため、現場を支援する施策の検討が望まれるかと思っております。

2つ目の○ですが、ソーシャルワークにおける相談についてが記載されております。児童館が身近な施設であり、気軽に会話ができる児童厚生員との関係だからこそ、ふだんの会話から聞き取る相談が多くあります。子どもにとって例えばヤングケアラーのように家庭内のことなどを誰かと比べたり相談したりできにくい課題も、児童厚生員の気づきから困り事への理解につながる場合があります。児童館は相談援助が主の目的ではなく課題発見の場となっていると思っております。これは子どもだけではなく保護者にも一時的な予防の場所として敷居の低い児童館という場所がとても大事になるかと思っております。子育て支援事業として乳幼児プログラムですとか、乳幼児の保護者同士の交流や職員との会話を通じて育児ストレスの解消、虐待防止にもつながっております。その中で気になる御家庭などがありますので、適切に児童館、児童厚生員が二次的な相談機関におつなぎをしております。ただ、このように児童館でしかできない課題発見、相談活動の定義がとても曖昧で、前回もお伝えいたしましたけれども、相談機関や相談場所として看板を出すことは敷居が高くなってしまいますので、何をもちて相談とするのかを明確にする必要があるのかと感じております。ただ、それを表現する言葉がなかなか見つからないので、この辺り、専門でもある所先生や大竹先生、もし何か後でアドバイス等があればありがたいなと感じておりました。そして、相談の対応後はしっかり記録を取り、それを基に関係機関、自治体と連携をして情報共有を行っております。改正児童福祉法の地域子育て相談機関、いわゆる

かかりつけ機関としての基本的な機能は児童館も有しているのではないかと考えております。

さらに、3つ目の○になります。中高生世代の居場所についてですが、何度も申しますけれども、児童館は0歳から18歳未満が利用対象です。中高生世代にとっては生活の中で同世代に近い斜めの関係にあるような先輩のような関係性の大人が必要になります。現在、中高生世代に直接届く施策があまりないと感じております。こちらでも敷村委員の提出された提言の中にも現場の職員からの記載がありました。例として、沖縄の児童館では、非行、リストカット、貧困など課題を抱えた中高生世代の居場所として児童厚生員が日々向き合っております。また、京都の児童館では、20年くらい前から大学生が夜間、夜の児童館として中高生世代に対応をしているところもございます。また、今、事件でクローズアップをされています東京の新宿歌舞伎町のトー横とか、各地から出てきているこどもたちにこそ話を聞いてくれる大人や居場所が必要なのではないかと感じています。そのような観点でも、今後国の居場所づくり検討の中でぜひ身近な地域にある児童館の活用を期待したいと考えております。

4つ目の○については、また後ほどお話をさせていただきたいと思っております。

そのほか、資料の内容につきましては、御覧いただければと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○大竹座長 水野委員、ありがとうございました。

次に、所委員からお願いしたいと思っております。

○所委員 城西国際大学の所と申します。よろしく願いいたします。

私は先ほど大竹先生からお話が合った柱の一つに関して、資料はないのですけれども、意見を述べさせていただければと考えております。

児童館ガイドラインで示されております生活の援助の実現に向けた施策展開という意味で、ソーシャルワーク機能を児童館の中核的な機能の一つとして明確に位置づけていくことが重要ではないかと考えております。具体的には就学児童の小学生、中学生を主としますけれども、対象とした相談支援及び就学児童の親、保護者を対象とした相談支援の確立、強化が必要ではないかと考えます。水野委員からお話がありましたけれども、相談ということに関しては、私としましては相談もできるということはアピール、売りにできるのではないかと考えております。これまで児童館では乳幼児とその親、保護者への支援、いわゆる子育て支援の展開実績がかなり積み上がっているものと思われまます。その延長線上、言い換えれば、永続的な今のはやりでいう切れ目のない支援を就学児童、そして、その保護者を対象として行っていくべきかと考えております。

乳幼児から来ていたお子さんに学校に上がっても児童館に通ってもら、来てもらうことが大事ですが、その中で保護者との関係を切らさないでいるのが大事なのかと思っております。就学児童、こどもたちに対しては、遊びを通して実践を様々これまでされてきておりますので、そこにいかにソーシャルワーク機能を付与できるかが重要かと思っております。一方で、

先ほど申しましたが、乳幼児対象の子育て支援を児童館で受けていた親御さん、保護者、非常に多いわけです。ですが、お子さんの学校生活が始まると、就学すると児童館から足が遠のいていく、あるいは児童館は乳幼児までということで、親御さん、保護者御自身がもう児童館卒業だよと思っていらっしゃる方が多いのではないかと思います。児童館のガイドラインにもありますように、児童館はこどもや子育て家庭の生活課題の早期発見、早期対応の場であるべきかと思っております。それは児童虐待の発生防止、悪化防止につながる重要な機能だと考えております。ソーシャルワーク機能が当たり前にあるためには、幾つか課題もあるのではないかと考えております。

児童館に求められているソーシャルワーク機能はいろいろあると思いますけれども、特にコミュニティーソーシャルワークかと思えます。コミュニティーソーシャルワークについては、個別支援、地域支援、ネットワークの構築と活用といった3つの要素があるとされていますけれども、全て児童館にとっては決して真新しいものではないはずです。そこで、児童館にまさに福祉的課題に対応できる福祉系の専門職の職員配置、もっと言えば必置の状態にすることが必要なのではないかと思います。現状、全ての児童厚生員の皆さんに対してソーシャルワーク機能を業務として担っていただくのはかなり難しいのかと思われまので、新たに外部から置くといいますか、新設する形で、例えば似て非なるものかもしれませんけれども、社会的養育の分野の児童養護施設等に配置されておりますファミリーソーシャルワーカー、家庭支援専門相談員がありますけれども、そういった専門職が参考になるのかと思えます。もちろん一般にそういった児童養護施設等では児童指導員が内部ですけれども、兼務、専任となる専門職となっていると思えますが、児童館であれば福祉関連の専門職を有した、例えば名称は何でもいいのですけれども、こども家庭支援相談員のようなソーシャルワーカーとしての専門職を配置する、そのことでコミュニティーソーシャルワークの要素である個別支援であったり地域支援がより進んでいくのではないかと考えております。

同時に、ネットワークの構築や活用という面でも、児童厚生員の皆さん、先ほど例として申しました相談員による現場でのいわゆる気づきの後、ソーシャルワークのプロセスにいかに乗せていくかが今の児童館では課題ではないかと思っておりますので、そういったことも可能になるのが、ここでいう例えばこども家庭支援相談員が地域の社会資源を把握して、ネットワークに乗っかって活用できていくのではないかと考えております。

さらに、ネットワークという点では、地域の主任児童委員を含めて児童委員との連携の強化が重要ではないかと思えます。既に児童館によってはかなり児童委員や民生委員の皆さんと連携しながら実践されているところも多くあると思えますけれども、そういった点も必要だと思います。

こうした児童館におけるソーシャルワークの機能の確立は、今ある四千数百の児童館を守っていこうといった意味合いだけではなくて、児童館を設置していない自治体や地域住民への関心を引いて児童館を設置する、増やすという方向にももしかしたら行くのかと考

えております。

取りあえず以上でございます。ありがとうございます。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、敷村委員からお願いしたいと思います。

○敷村委員 よろしく願いいたします。敷村です。

今回提出資料が多いため、まずそちらについて御説明をさせていただきたいと思います。資料2-2についてです。お手元でございますでしょうか。大型児童館について現状をまとめましたので、そちらを基にお話ししたいと思います。

現状については、ポイントは3点でございます。

1つ目は、大型児童館についてはかなり多様な設立背景を持っていますが、その違いを超えて大型児童館として国立児童館こどもの城や厚生労働省とのプログラム開発などに取り組んでまいりました。県内の支援も含めて成果はあると思っております。

2つ目ですが、児童館ガイドラインの中で大型児童館が位置づけられたのは改正時でした。少し遅かったのではないかと思っておりますが、大型児童館の機能、役割、活動が示されたことは現場として心強かったと思っております。しかし、大型児童館全てが一定の水準をもってガイドラインで示していることを実現できていると言われると、正直、厳しいかもしれないというのが現状です。

3つ目なのですが、小型児童館同様に民営化も進んでおります。運営上の課題があることも書いております。今後の課題かと思っております。

2枚目では、今後の大型児童館について私案を5点書かせていただいております。

1つ目なのですが、児童館ガイドラインについてしっかりしたものをつくっていただいているのですが、大型児童館としまして、全ての施設で果たすべきところを明確化しないといけないかと思っております。それぞれ違うところがございます。

2つ目は、大型児童館同士のネットワークです。前は災害時の支援について意見がございました。それも大変大事だと思いますし、現状、少しずつやっているところもあるのですが、あとはこれまで大型児童館と厚労省で展開してきた遊びのプログラム開発・普及について、引き続きしていくことが求められるかと思っております。毎回プログラムを出させていただいています。

3つ目は、小型児童館の支援です。これは県民への還元を考えても大型としてしっかりいられるようにしていく必要があるかと思っております。前回、私も申し上げましたが、啓発活動は大型児童館の役割かと思っております。

4つ目です。一部の大型児童館では、近隣住民のこどもや子育て支援活動にも取り組んでいるところもできました。地方の濃厚な人間関係を考えると、先ほど水野委員からもありましたが、例えば身近な相談場所が逆にいきづらいので、そういう意味では大型児童館でちょっと距離があるところに遊びに行くという理由で相談などにも行きやすいことを進めていくこともできます。

また、5つ目ですが、こども家庭庁で期待されている「居場所」や「意見聴取」に関する取組ですが、大型児童館でもできるということを書いております。特に居場所の中間支援、情報発信や人材育成の面では、大型児童館は大変役立つのではないかと考えております。

3枚目です。課題も当然ございます。予算面もありますが、設置運営要綱での大型児童館の表現が少し現状と合わないところもあります。施設種別によって運営主体が異なることもあり、もしかしたら大型児童館を今後増やしていくところの足かせになっている可能性もありますので、その点も検討が要るかもしれないと考えております。A型やB型、C型というところも検討課題かと思えます。

4ページ目からなのですが、実は前回のワーキングで傍聴されました児童館館長の有志から提言を私宛てにいただきました。今回も180名近くの方がいっぱい傍聴されているところでございますが、その中で、なかなかうまく伝えられなかったこともあって、多くの現場の方から意見をいただいたところです。ペーパーとしてまとめてくださりましたので、それを私のところにとどめておくのはもったいないと考えましたので、提出をさせていただきました。提言書にはお名前が書かれていたのですが、私の判断により削除しておりますので御理解ください。このペーパーについてですが、説明や質疑応答ができるわけではないのですが、御紹介はさせていただいたらと思います。

5ページ目になりますが、1.として児童館の現状についてまとめられております。居場所について、先ほどからも出ておりますが、児童館ガイドラインについて、前向きな意見とともに、横たわっている課題についても触れられているかと思えます。現状分析については、自治体が積極的に児童館を活用できるような前向きな再評価を期待するとの一文が重要に感じております。前回、大竹座長からもありましたが、今ある4,400という数を活用する視点が必要になってくると思っております。

2.では今後の活動について4点示されています。全て読み上げることはできないので抜粋させていただきます。紹介だけしますが、1番「安定した居場所が地域にあることを共有すること（こどもまんなかのコミュニティづくり）」ということでございます。2番目「児童館が行う「こども」および「家庭（保護者）」への「予防的」「包括的」「伴走的」な支援は重要」、先ほど御意見もいただきましたとおりでございます。3番目「ユニバーサルな居場所を維持継続するための支援が必要（誰でもありのままの姿で居られる場を守る）」、居場所的な部分のところだと思っております。また、4番目が「中・高校生世代への支援を児童館が担う（次世代の居場所機能の強化）」ということでございます。

そして、9枚目ですが、3.として有志の方々の意見が書かれております。それらの思いもでございます。

長い資料で失礼しました。これは現場の意見としてかなり多くのことを代弁してくれたと思っておりますので、まずは私から資料のことを中心に今は発言させていただきました。ありがとうございます。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、安部委員からお願いしたいと思います。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

先ほど大竹座長がおっしゃった4つの柱に関して、順番を変えて申し上げさせていただければと思います。順番としては、こどもの居場所、ソーシャルワーク機能、制度、大型児童館です。

まず、こどもの居場所に関してなのですが、参考資料5を御覧いただいてもいいですか。こども家庭庁の「こども家庭庁関連予算の基本姿勢」を出していただければと思うのですが、ここで先ほど所委員も指摘されていた切れ目のない包括的支援イメージが描かれています。これ自体は非常によいと思って見ていました。一方で「こどもの居場所」のところに、放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等が列挙されているのですが、先ほどから水野委員がおっしゃっているように、0から18歳まで全てのこどもを対象とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、しかも専門職もいる児童館と、こども食堂、学習支援が同列に並べられていることに非常に違和感を覚えています。この居場所という位置づけですね。ここははっきりしないというのもあると思うのですが、児童福祉法に基づいて全てのこどもを対象にしている児童館とそうではないところ、もちろんこども食堂や学習支援の場が必要ないと言っているわけではなくて、層が違うものが一緒になってしまっていると感じます。ここは切り分けて考えるとか、児童館をしっかり位置づけることが重要ではないかというのが1点目です。

これと関係して、先ほど来、水野委員、所委員、敷村委員がソーシャルワークの機能について御指摘されているかと思います。全てのこどもを対象というその全てのこどもというのは、障害があったりとか、あるいはセクシュアルマイノリティーであったりとか、いろいろな「課題」を抱えたこどもがそこにいるということだと思えるのですが、児童館は元気なこどもが遊んでいるだけでしょうという誤解をされている面もあるのかと思っています。これに関して、私が提出した資料2-1を御覧になっていただけたらと思うのですが、敷村委員からご提出のあった児童館の有志の先生方の提言書—私も先ほど見せていただいたのですが—の中にも多機能性が分かりにくいという言葉がありました。私も分かりにくいと思いながら見ていたのですが、この多機能性について、こどもの権利との関係を少し考えました。多機能性というのは、「児童館では何でもできるよ」ということだけではなくて、どんな意味があるのかというところです。

こどもの相談を考えたときに、もちろん児童館はこどもが困ったときや悩んだときに相談したり助けてもらえたりする職員がいるところなわけですが、こどもたちはうまく言語化できない場合も多いです。それは現場の先生方はいつも感じていらっしゃるのですが、その点に関して児童館が何をしているかという、困っているとか、悩んでいることを言語化できない子がいたときに、遊びを鍵としてこどもたちに向き合っているというところが重要なのではないかと思います。つまり、表面的には問題がなさそうな家

庭のこどもたちが問題に直面していないわけではなくて、ただ、言葉として分かりやすい形で表に出していない。だけれども、遊びがふだんより乱暴だったりとか、いつもと雰囲気が違うといったことから、児童館の先生方は「どうしたのかな」「何かあったのかな」と気づいて、そこからソーシャルワークにつなげていくことを日々やっっているのではないかと思います。つまり、児童館職員が担っているのは、もはや遊びの指導だけではないということが一つ申し上げたい点です。

さらに重要なのは、相談事業との関連なのですけれども、児童館はこどもが単なる支援対象ではないということです。つまり、相談をしたときに専門職が相談をしてそれを解決してくれるとかではなくて、こどもとともに解決を探っていくというところがすごく大きいのだろーと思っています。あるいは遊びを通して役割を果たしたりすることで、こども自身が道を見つけたりとか、回復していく部分もあると思うのです。それは単なる相談事業では持っていないところで、この遊びを通したソーシャルワークがあり、こども自身が力をつけていくような解決ができるという児童館の独自性は、私たちは忘れてはいけない点だと考えます。

ということで、児童館の多機能性についてまとめます。児童館の多機能性というのは、単に「児童館ではいろいろなことができますよ」ということではなくて、こどもの多様な課題に直接関わって、しかも、こどもと一緒に考えて、適切な機関につなぐことでその課題に対応できることを示しているのだろーと思っています。一見すると問題なさそうなこどもであってもいろいろな課題を抱えているというのは、こどもに関わる人の多くは実感として知っていることだと思いますけれども、それらの課題は学校や家庭だと分かりにくかったりします。特に問題なさそうなこどもは学校あるいは家庭だと後回しにされがちなので、それに対して児童館は全てのこどもを対象としていって、遊びを通してこのこどものSOSをキャッチできるのではないかと考えています。

この点で、児童館の多機能性というのはこどもの権利保障の重要な機能や役割を果たすと考えられるのですが、次の柱へと話を移したいと思います。柱としては、制度に関連した課題です。

以上を踏まえて考えると、遊びを指導するだけでは語り尽くせない部分がとても多いと思うのです。一方で、現行の児童福祉法と児童館に関連する法令、それから、児童館ガイドラインを見たときに、ちぐはぐな気がします。児童福祉法と児童館ガイドラインは一本につながっている気がしますけれども、その間がちぐはぐなので、その一貫性を保てるように変えられるものは変えたほうがいいのではないかとというのが1つ目です。

それから、これは制度に関する質問なのですけれども、こども家庭庁では「こどもの居場所づくり指針」がつくられるとのことなのですが、児童館ガイドラインとの整合性というか、児童館ガイドラインの上にこどもの居場所指針が来るのか、どういう状況になっているのかを教えていただけたらと思っています。

先ほどこのソーシャルワークを担っていくときに新しい専門職の配置という話題も出た

と思うのですが、私は新しい専門職を配置するよりも児童館に今いる人たちの状況を改善したほうがいいのではないかという気がしていて、ソーシャルワークをするにしても人は絶対に足りていないと思うので、人員配置を増やすであるとか、今の児童館にもう少しお金をかけることをしたほうがよいと考えます。ただ、その場合は専門性ですね。遊びだけではなくてソーシャルワークも担える専門性を位置づけ直す必要はあるとは思っています。

最後、大型児童館についてなのですが、敷村委員がおっしゃったことに賛成です。大型児童館であるからこそできること、地域の児童館を支えることはもちろんできると思うのですが、大型児童館は現場を持っているので、つまり、こどもと直接関わっているのです。的外れな支援ではないのだと思うのです。だから、大型児童館の職員さんの専門性を生かしつつ小型児童館を支援するという支援者支援も含めた役割があるのではないかと考えています。

以上です。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

事務局の方に質問があったガイドラインと指針の関係は何か分かりますか。

そこはペンディングで、後でもし分かれば教えていただければと思います。それでは、最後に私からお話をさせていただきたいと思っています。

本当にこれまで委員の方々からいろいろな御意見を伺い、そして、私自身のところでも調査結果等踏まえ、また現場の人の声を聞きながらということで、今回のこのワーキングの一員として発言をさせていただきたいと思っています。そして、これまでも児童福祉施設として児童福祉法にきっちり位置づいた施設である、それは先ほどのこどもの居場所の横並びに児童館があるということではなくて、児童館は児童館として、法律に基づいた児童福祉施設であるというところはしっかりと守っていかなければいけないのではないかと考えています。そして、4,400あるというところでは、児童福祉施設の中でも数が多い。この資源は有効に活用していかなければいけないとは強く思っています。

そういう中で、ガイドラインもそうですが、先ほど多機能性という言葉がありましたように、児童館自体の生き残りではないけれども、いろいろな期待が含まって、いろいろな機能を児童館にということ現場サイドに求めていってしまっているところがあります。そこで、前回では濃淡というような私の表現になってしまっているわけですが、ただ、現状、現実を考えてくると、濃淡というようなこと、そこに現実の課題があると強く思っています。そういう中では、あれもこれもというところで児童館の類型があって、小型、児童センター、大型など種別がありますけれども、大きく小型や児童センターという区分から一歩踏み出して、基本型と機能強化型みたいな形を検討してみてもいいかと思っています。私自身は児童養護施設などに関わって、東京では児童養護施設の中に、機能強化型として、通常の児童養護施設の機能にプラスアルファの機能を付加し、こどもたちを受け入れているような取り組みがなされていると思いますので、児童館も4,400が一律にということではなくて、基本型の児童館とプラスそこに機能強化をするような児童館、そういうく

くりも考えていってもいいのかと思っています。全ての児童館に同じことということではなくて、児童福祉施設としての基本は全てをやるけれども、そこにプラスアルファの機能として機能強化型という形で、それをやる場合に人員の配置であるとか、先ほどから出ているファミリーソーシャルワーカーやコミュニティーソーシャルワーカー、いろいろ文言はありましたけれども、そこにそういったソーシャルワーク機能を担うような職員配置として機能強化をしていく取組も一つあるのではないかと思います。

さらに、児童館のソーシャルワーク機能というところでは、児童館では遊びというところで、これは安部委員もおっしゃったように、地域社会の中で、大人社会の中で遊びというものを、ただ遊びでしょということではなくて、こども期における遊びの意味を社会、大人にしっかりと認識していただく。先ほど安部委員の発言にもありましたように、こどもたちは声として言葉として表現できないけれども、遊びを通じていろいろな表現をしていく。そこをしっかりとキャッチできる職員が必要になってくる。そこを得意としているのが児童厚生員だと思うのです。ただ遊ばせているのではなくて、遊びを通じながら言語化されていないところにしっかりと気づく、キャッチするというところでは、水野委員がおっしゃっていたように相談ということ掲げるといえるところはありますけれども、相談というよりもこどもたちの話を何でも聞ける場所です。何でも話をしてもいいという施設として、こどもたちがやってきたら「ねえねえ」ということで、放課後でも何でもそういった話が聞ける場所がここにあるということが大事だと思う。このようなことがもしかしたら大人の言葉では相談ということになっていくかもしれない。そこをしっかりとキャッチできる専門職としての位置づけも必要になっていくのかと思いました。

そして、児童館の居場所の機能というところでは、特に一つ課題になっているのが、中高生の居場所ということになります。ここでは設備や運営基準のところになると思うのですが、開館時間のことであるとか、今でいうとWi-Fiとか、そういう機能がないとなかなか中高生の利用につながらない。中高生のそういった居場所となるためのものとしては、開館時間の問題や設備も何か検討していく必要があるのかと思いました。

最後に、大型児童館というところで敷村委員からもお話がありました。それは大型児童館としてこれまで実践をされてきた方々からの御意見としてしっかりと受け止めて、何か反映できればいいなと思っています。そういう中であって、現在18か所の大型児童館というところでは、各都道府県に設置されていない現状なので、日本をブロック別にして、大型児童館を持っている都道府県においてはそういったブロックをもカバーするような大型児童館の役割、機能みたいなものがプラスアルファされてくると、これから各都道府県に大型児童館をとというのはなかなか難しいと思われまので、今ある児童館でブロック化をしていくということも必要ではないかと思いました。

そんなところがこの4つの柱として児童館の制度、ソーシャルワーク機能、居場所機能、大型児童館というところで、行く行くは制度のところでは法律や規則のところも何か検討していかなければいけないのではないかと思います。また、現在児童館には、多機能

ということではいろいろな機能が期待されてきているので、現状に合わせた法改正等も将来的には見据えていく必要があるのではないかと思います。

ソーシャルワークというところは、所先生もおっしゃっていましたが、社会福祉分野ではソーシャルワークの相談というと、日常生活場面面接という言い方をしている、心理学分野では相談室があつてそこに問題がある、相談がありますとやってくるけれども、我々福祉の現場はまさに日常生活の場面が面談になっていく。ですから、それは遊びとか、施設の中にあつては、例えば児童養護施設ならば食事をしているときにぽろっと言った言葉からキャッチして相談がスタートしていく。そのようなことから専門性が求められている。多くの子どもたちは相談があると行ってこない。そのため日常のコミュニケーションの中に、日常生活の言葉の中に、また遊びを通じてというのものもあるし、そういう場面の中でキャッチできるような、研修を含めた専門性を持った人たちをそこに配置していくことも必要なかと思う。機能強化としてそういった職員も配置されていくということもあるかと思っています。

雑駁でありますけれども、皆様からの御意見を伺いながら、また、私の視点を含めてお話をさせていただいたということでございます。ありがとうございます。

事務局のほうで分かりましたか。お願いします。

○佐藤補佐 厚生労働省でございます。

先ほど安部委員から居場所指針との関係のお話がありました。御存じのとおり、子ども家庭庁準備室の方で、居場所の指針と申しますか、居場所のあり方と申しますか、それ自体がまだ今は調査研究をやられているとこちらも承知しております、少なくとも今の時点で明確にお互いの関係性を議論したことはありませんので、そういう意味で現時点で明確に御質問にお答えするのはなかなか難しいかというところでございますが、準備室にも取材いたしまして、もし次回追加でお答えできるようなことがあればまた御説明させていただきたくということで、御理解いただければと思います。

○安部委員 ありがとうございます。

これは単なるイメージかもしれないのですが、児童館は0から18というものが大事な気がする、学齢期以降のところには位置づけられているのは違うという気がしています。よろしくをお願いします。

○大竹座長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの私のコメントの中で言い忘れたところがあつて、4,400あるというところで、複数ある地域もありますから、そういう中にあつては、先ほど機能強化型という話をしましたけれども、例えば中高生が集えるような児童館を地域の中で1か所は持ちましようとかということも検討していく必要があるかと思ひました。

以上です。

それでは、今、各委員からそれぞれのお立場で意見を言つていただきました。ここからは自由討議とさせていただきたいと思ひています。30分程度、皆さんと御意見のやり取り

ができればいいかと思っておりますので、現状や課題、おおむね前回と今回で出尽くしていると思えますけれども、今、お話のあったことを含めながら、さらに他の委員の意見を聞いて建設的な御意見、お話を伺えればと思っておりますが、ここは順番ではありませんので、発言される方は挙手等をさせていただいて御発言していただければと思います。先ほどの時間では足りなかったところもあると思っておりますので、お願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 水野です。

大竹座長や安部委員からもお話があった法のことなのですが、私の提出させていただいた先ほど○の3つ目までお話ししたのですが、4つ目にガイドラインや児童館の設置運営の要綱が照合されていないのではないかとことがコメントされています。そこについて少し私もいろいろ調べたり整合させていただきましたので、幾つか気になった点をここで話しさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○大竹座長 お願いします。

○水野委員 児童館設置運営要綱ですけれども、参考資料3に添付させていただいております。こちらの参考資料3の厚生事務次官発出の児童館の設置運営要綱は、平成24年の改正が最後となっております。その運用に当たっては、3枚めくっていただくと「児童館の設置運営について」ということで、こちらは平成16年の3月に厚生労働省の児童家庭局長から発出されております。また、さらに児童館ガイドラインは平成30年に発出されていて、現在は児童館はガイドラインを基本に運営がなされているかと思っておりますが、この3つを見まして、それぞれ差異が幾つか生じているかと思っております。

大きく3つ私のほうで感じたものを伝えさせていただきますと、1点目は「児童館の設置運営について」の「1 小型児童館」の「(2) 対象児童」というところなのですが、これも「対象となる児童は、すべての児童とする」としながらも、下のほうに3歳以上、小学校1年生から3年生の少年、そして、昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすることと記載がされております。児童館の利用は0から18歳ということと、また、昼間保護者のいない学童については既に放課後児童健全育成事業として行うこと、法整備をされた事業になっていきますので、この辺りがこの表記ですと、自治体によっては放課後健全育成事業を行うことが児童館事業としての認識になってくることも懸念されるかと思っております。また、児童館も放課後児童クラブも、現在指導という関わり方ではなくて支援としての関わり方が基本になっているかと思っております。ガイドラインにも「支援」や「援助」「育成」という言葉で表現されておまして、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第38条に記載されている(職員)のところには「児童の遊びを指導する者」とされているので、そちらのことももちろん承知はしていますが、その辺りも整合性がと感じております。

2点目は「(3) 運営」について、「ウ 遊びの指導」「エ 利用時間」「オ 地域社

会及び関係機関等との連携」につきましても、様々ガイドラインとは大きく違っているかという部分。

3点目が「2 児童センター」、そして「3 大型児童館」の内容について、こちらは先ほど敷村委員からも御説明があったかと思いますが、ガイドラインとの照合が必要なのかと思っています。自治体はガイドラインよりも設置運営要綱のほうを参考にされていることがとても多いようですので、今後そこを含めてしっかり照合していただきたいのはもちろんですけれども、これをすることで自治体の児童館の正しい理解につながって、さらに児童館ガイドラインを参考にした児童館を積極的に活用推進することが期待されるのではないかと思っています。こちらは敷村委員提出の現場からの提言書の中にも同じような記載があったので、この3つをいかに整合していくのがすごく大事かとは感じております。

以上です。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

ポイントとして大切なそこがばらばらというところであるので、しっかりと整合性を持たせて、全国にしっかりと同じような内容で運営されていくような働きかけも必要かと思いました。

そのほか、何か委員の方々からあればお願いしたいと思います。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 今、水野委員からもございましたし、様々な方々がおっしゃっていますように、0歳から18歳までの支援についてです。ある程度これまで0歳から小学校ぐらいまでの支援は本当に児童館の中や国レベルでもいろいろなことがなされているのではないかと思います。そこで、先ほどから私も意見を述べさせていただいたのですけれども、中高生支援、中高生の対応が、今後居場所づくりとしましてもこれからの児童館という部分で必要かと思うところがあります。担うことが児童館だからこそできるのかと。それまで日本では、なかなか中高生の一般的な問題はあまりないとされていることも、先ほど意見がございましたが、こどもは何らかのいろいろな悩みを抱えているし、そこが割とほったらかされている部分があるのではないかと思います。今の人間関係的なものも若干出てきているのかとは思いますが、関わり方が今頃は少し変わってきているので、そういう意味で少し視点が違うというか、でも、児童館が担えるところなのではないかと思うところが一つ。

少子化対策や次世代を考えても、今の中高生の人間関係のつくり方に不安を感じているところがございます。家族との関係や親しい人との関係が弱まってきているのかと。友達関係でも群れないとか、そういうこともあると思います。その点では、将来家族を持つという気持ちになりにくい状況があるのも、こどもたちと話をしていたり、大学に教えに行っているけど、こどもたちが今まであまり付き合ったことがないとか、「家族を持ちたいですか」と聞いたときに「いや、あまり」という声が、保育を目指す学生の中でもそうい

う声が現実的に上がってきています。結婚や出産は当然個人の自由なのですが、人間として重要なライフステージだとも思っております。大人になっていく上で選択肢をいっぱい提示していくという児童館、様々なロールモデルが児童館では考えられるのではないかと思っております。

そういう意味でも、児童館での中高生の対応、先ほど大竹委員からもあったように時間的な問題も考えられます。保育所などは20年ぐらい前までは18時まで開館だったのが今は20時が大体当たり前で、それは保護者の目線で働き方ということがありますが、こども目線で考えても開館時間、一部でもいいのではないかと思います、そういうことも踏まえた検討をしていけたらいいとは思っております。

○大竹座長 貴重な御意見をありがとうございました。

そのほか、何かございますか。

安部委員、お願いいたします。

○安部委員 事務局に質問です。大型児童館のうち、A型児童館、B型児童館、C型児童館はそれぞれ幾つずつあるのですか。

○阿南専門官 事務局です。

大型児童館A型は現在15か所、B型児童館は3か所になります。C型は0になります。

以上です。

○安部委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、先ほど水野委員がおっしゃったように、整合性という意味でもC型は例えば削除するみたいなことはあってもよいのでしょうか。

このことと関連して、配付資料の参考資料3の法令に関するものなのですが、先ほど水野委員がおっしゃっていたように、幾つか修正が必要などころがあると思っております。例えば児童館の設置運営要綱、運営について全般的にあまり書かれていないと思うのですが、特にこどもの権利の視点がないですね。改正された児童福祉法に合わせて、こどもの権利の視点を例えば目的等々に入れ込んでいく必要もあるのかと思います。先ほど指導という話も出てきていましたけれども、文言としてもこどもが客体になっている部分があるので、その辺りを合わせていく必要があるかと思っております。「児童館の設置運営について」も同様です。あとは大型児童館の部分を整理することも必要かと思われました。

以上です。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

そのほか、何かございますか。

所委員、お願いします。

○所委員 さっきお話しした補足になるかと思っておりますけれども、ここであえて新設の専門職を挙げた大きな理由としましては、現状、児童館の中で児童厚生員の方々がいわゆるキャッチをしている状況はたくさんあると思うのですが、キャッチしたらどうするのかというその後の話だと思うのです。そうでないとソーシャルワーク機能がきちんと働いている

とは言えないという点で、もちろん研修等で専門性をつけていくことをしなければいけないということもありますけれども、だったらキャッチしたものに对应していくという意味で、福祉の専門職を置くのも一つ手なのかと思いました。

現状、保育所の保育士さんも家庭支援いわゆる保育のソーシャルワークの業務を担わなければいけないことになっていきますし、こどもたちの保育の中でキャッチしたことがたくさんあっても、その後にきちんとつなげられているのかという課題は保育所の中にもあると思うのです。それは児童館においても同じような状況だと思いますので、どちらが先とか云々ではなくて、そういった福祉の専門職を置くという意味は一定程度あるのかと思ひまして発言させていただきました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

水野委員、お願いします。

○水野委員 先ほど大竹委員からお話があった、日常生活の場面観察が面談に。

○大竹座長 場面面接ですね。

○水野委員 それが面談に近いというお話があって、それがまさに児童館の日常の中にある、相談という名前ではないのだけれども、それがまさにそういう場面なのかと。遊びを通じてですとか、食事を通じてですとか、会話を通じてという日常の中の場面が全て面談になっているのだとすごく理解しやすかったと思うので、そのような言葉をうまく児童館の職員の中に伝わる言葉みたいなものとしていくと、自分たちがやっているお仕事自体がソーシャルワークをしているという児童厚生員の自覚などにつながっていくのかととても感じたので、感想ですけれども、その辺りはうまくなると思います。

○大竹座長 どうもありがとうございます。

まさにキャッチする、よくアンテナを高くしてという言い方をしますけれども、職員の一人一人がそういうアンテナを高くして、こどもたちの何気ない会話からでもキャッチできて、そうすると、その次のステップとして、そういった課題をキャッチしたときにその問題を解決していくというところでソーシャルワークがあると思うので、そういったところが学校との連携であるとか、親御さんだとか、多機関との連携となったときには、キャッチした人間が全部動くのではなくて、そこには先ほど所委員も言われたように、何か専門職、ソーシャルワーカーのような人が各職員から聞いた話を受けた中で、問題解決に向けて地域の社会資源とのネットワークを組んでとか問題解決に向けて動くというような職員が必要で、今の児童館での職員の配置の中では限界があるので、ソーシャルワーク機能を付加していく場合にはそこに専門職を配置していくなども必要になっていくのではないかと考えています。

安部先生、お願いします。

○安部委員 安部です。

今の水野委員がおっしゃったことと関連するのですけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の38条なのですが、これは実態にそぐわないような気がするのですが、これも検討をしたほうがいいのではないかとお話を伺っていて思いました。「児童の遊びを指導する者」ではなくて、子どもと遊びを通して何かをしているわけなので、その部分を入れ込むほうがいいかと思ったのが1点。

もう一点、新しい専門職の配置なのですけれども、私は新しい専門職を配置することに反対しているわけではなくて、新しい専門職を配置することで現状の児童館職員さんが減らされることを懸念しているのです。ですから、今の児童館職員さんを減らさない、もしくは増やす方向でさらに新しい専門職を配置するのであればそれはいいなと思うのですけれども、この御時世なので、新しい専門職を配置するとかと言われるとすぐ今いる人を減らすみたいな話になりそうで、それは違うだろうと思うのです。だから、その部分はしっかり確認した上で新しい専門職の議論をしないと非常にまずいかと思います。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

そういった意味では、現状職員を減らすということは私たちのワーキングの中では誰一人考えていないと思うのです。そこに多機能ということが入ってくる中で、児童館にいろいろな機能が付加されてきている傾向にある中で、現状の体制ではできない。児童館の中に、言葉で言えばソーシャルワークやコミュニティーソーシャルワーク、ファミリーソーシャルワークも含めて、今まであった規定の中にはなかったそういったソーシャルワークの機能が新たに付け加わっていく、そこに対応するためにプラスアルファとしてそういった職員の方の配置が必要ではないかということで進めて、そういった意識を統一しながら私たちはいきたい。削ってということではなくて、今までの児童館にいろいろな機能が付加されてきているので、そこに対応するためにはしっかりと職員配置、特に専門性を持った職員配置が必要なのだと思うところだと思っています。

いかがでしょうか。

敷村委員、お願いします。

○敷村委員 今、いろいろおっしゃっていただいて、児童厚生員も今日は180人が聞いていて「えっ」みたいなところもあったと思うのです。でも、本当に先ほどから出ているように、キャッチしたことの提示のような部分、実は少しその辺が弱かったように思います。今回を通していろいろな方向で意見交換ができていますし、有志からもどんどん意見が出てきたように、それぞれで認識を持っているような感じがしております。傍聴が今回本当に多いというのもそのような部分からだと思いますし、それぞれが認識しているのではないかと。

これは安部先生の専門のところだと思いますが、現場の感覚としては、意見を聞く体制、チャンスはすごく児童館の中は実は持っているのです。ですから、子どもたちの今の生の意見を、まずは先ほどの時間の問題であったり、いろいろなことを本当は聞いてほしいと。

それぞれいろいろなところで聞いている部分はあるのですが、それをいかにこういう場に出していくか。今、こどもを真ん中として意見を聞くというところがすごく国のほうでなされておりますので、聞いてくれている状況なので、私たち児童館の今のそれぞれの職員が、例えば今日などは本当はかなり多くの方がいる。これで一遍こどもたちの意見はどうか現状を聞いてみようとすると、多分割と動くのです。実は動きが早いのです。ただ、それをどうやって提言にまとめていくか。これがなかなか今まで少し苦手なところ。現場で一生懸命だったのです。でも、今でこそやらなければいけないので、こういうワーキンググループで、今回、私は代表的に出させていただいているのですが、児童館は横の連絡も割とつながりは持てるようになってきておりますので、何かできればと思います。

先ほどありましたように、大型児童館のブロック別というのも確かに一つ面白い案かと思えます。今、大型児童館を建てましょうといってもなかなか難しい。その代わり担い手を増やす、そして、その代わりそのためには人のプラスアルファも当然必要だとは思っておりますので、その辺も現場の職員ともしっかり話をしながら、すぐに必要なものであれば動きが実は早く、4,300館ある中で本当に北海道から沖縄までいろいろなところの状況は出せると思えますし、今後はそういうこともしていけないといけないねということも有志の方々からの意見にも出ておりますので、そういうことも含めて今後早急に出していきたいとは思っております。

○大竹座長 ありがとうございます。

これは改めて確認を、先ほど安部委員からもあったように、本当に児童館の方々が配置された職員で一生懸命取り組まれている。そういう中であって、ガイドラインも含めて、今、児童館にプラスアルファの機能がいろいろ付加されてきている。それを現状の体制の中でやろうとしているところになかなか難しいところがある。そういった意味では児童館にプラスアルファの機能を付加していく、そこを明文化していく、こういった機能を児童館が担っていくので、このような機能に対応していくためには新たな職員配置が必要なのだという説明を、私たちのワーキングとしては上のほうに上げていきたいとは思っています。そうでなければ各児童館が本当に潰れてしまいますので、4,400の児童館を有効活用していくときに、いろいろな付加されたところを現状でやるところに無理があるので、ここにあるようにソーシャルワーク機能や居場所の機能という機能を新たにプラスアルファとして児童館につけていく場合には、そこには人も含めて対応できるようなものをとるところでやっていければと思っています。

安部委員、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

敷村委員のおっしゃったことと関連するのですけれども、今、こども家庭庁準備室のこども政策決定の調査研究の中で、こどもたちの意見をどのように聴取していくかというところが焦点になっています。確かにおっしゃっていただいたように、児童館は日常でこどもの意見を聞いていて、しかも、そこには特定のこどもというよりも多様な子がいるわけ

ですね。だから、いろいろな層の子たちの意見をかなり自然な形で児童厚生員さんたちが日常で聞いているということは、何かあったときにこういうことに関して意見が欲しいのだけれどもということをおぼんと投げてもらえたら、それにぼんと返してくれる人たちがいるということですね。今、新しい専門職の話になっていますけれども、専門職とまではいかないかもしれませんが、そのように政策決定へのこどもの意見を聴取して、それを社会に発信していく担当者みたいな人を置くようなことも確かに考えてもいいのかと、今、お話を聞きながら思いました。児童館はもともとの機能としてこどもの意見を聞いて参加でいろいろなことをやっていると思いますし、アウトリーチもやっていると思うのですけれども、もともとやっていることが新しい政策の中でこのように位置づけられるのだよと見方を変えていくことも一つありなのかと、お話を伺っていて思いました。ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。

各委員からいろいろ御意見を伺って、最初に私から4つの柱ということで、児童館の制度について、児童館のソーシャルワーク機能について、児童館の居場所機能について、最後は大型児童館についてということで、いろいろ皆さんから御意見がそこにありました。

その中で詰めていくと、一つには児童福祉法が改正されてきている、そして、こどもの権利条約が批准されてそれにのっとりという、そういった意味では、そういった流れの中にこの児童館の規定等が対応されてきていないことや、ガイドラインと設置運営要綱あたりのずれがあったりというところで、幾つか気づいたところが挙げられてきておりました。これらについてはまた事務局でどこがどうずれているのかを一旦こちらに引き取らせていただいて、整理させていただく。その整理していく中で、この点をこのように改正をということで、児童館の制度という柱もありましたから、そこに含めて整理したものを提示していくというところをやっていきたいと思いました。

それぞれ4つの柱については、各委員の方々から今、御意見もありましたので、それらをまたこちらで事務局と一緒に整理させていただいて、整理した上でまた委員の皆様方に提示して、そして、御意見を伺った上で第3回に臨んで最終のまとめができればいいかと思っています。4つの柱についていろいろなコメントがありましたので、そこは今、一つ一つ整理することが私のほうではできませんので、引き取らせていただいて、少し事務局とやり取りさせていただいて整理したものを提示することにさせていただければと思っています。

そのようなことを踏まえて、各委員の方々からこちらが引き取る内容についてこの点も検討しておいてくださいということで何か御意見があれば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。大体のところはよろしいでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部委員 児童館の今後のあり方に関していづれ提言を出すということだったと思うのですけれども、少し大きな話をしても大丈夫ですか。

○大竹座長 お声だけは聞きます。

○安部委員 今、ここで話すべきことではないと思われたら検討しなくていいのですけれども、いずれ厚労省からこども家庭庁に移管されるということなので、それを視野に入れて考えたときに、こどもを対象とする施設の再編成みたいなものが今後必要になってくるのかと考えています。こどもの数も少なくなるし、担い手も少なくなるので、児童館だけという話ではなくなることが想定されると思うのですけれども、そうなったときにこどもを対象とする施設、いろいろあると思います。例えば児童福祉施設だけではなくて社会教育施設の少年自然の家であるとか、児童文化センター等々もあると思うのですけれども、その辺りも含んで考えていくことが今後あり得るかもしれない。そのときに、こどもの権利をベースにして0から18を全てカバーしている児童館を起点として、これをモデルとしてその施設や居場所の再編成みたいなものを考えていく必要があるのかと感じていまして、言うかどうか迷ったのですけれども、せっかくなので発言をさせていただきました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

大きなテーマであります。この委員会の中でそれが扱えるかどうかについてはまた事務局とも相談をさせていただきたいと思っています。大きなテーマであって、それはいつかどこかのところでやっていくのは必要かもしれませんが、私たちのこの児童館のあり方に関する検討ワーキンググループとしてどうであるのかを含めて、少し事務局とやり取りさせていただければと思っています。

ほか、何か委員の方でいらっしゃいますか。よろしいですか。

私からも1点、今回、児童館でやっているのですが、児童厚生施設ということで児童遊園というものがあるので、どこかで児童遊園についても検討していく必要があるのではないかと考えていますので、そのこともまた事務局と少しやり取りをさせていただきたいと思っています。今回は児童館のあり方ということであるので、そこになじむかどうかも含めて、安部委員の御意見も含めて少し引き取らせていただいて、検討させていただきたいと思っています。

それでは、よろしいでしょうか。次回はもうまとめとなるのですけれども、ほかに第2回目の御意見があればと思いますが、よろしいですか。

課長からよろしくをお願いします。

○里平子育て支援課長 皆様から貴重な御意見をありがとうございました。

話を聞いていまして、そもそも多機能的な機能を実施していくため職員をどんどん加配していくという意見と、もう一つは児童館の役割として職員を増やすべきだという意見が出てきたと私は感じていたのですが、児童館の役割として職員をどう増やしていくかということについても整理をしておきたいと思っています。

以上です。

○大竹座長 分かりました。ありがとうございました。

それらも踏まえて、先ほど申し上げましたように少し事務局と整理させていただいて、第3回目の前のところで整理したものを各委員の方々にまた見ていただいて、第3回目に臨めればと思っています。

そういうことで、各委員の方、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦締めさせていただいて、最後、議事の2「その他」ということで、事務局から何かございますか。

○佐藤補佐 特にございません。

○大竹座長 ありがとうございます。

では、事務局で本日頂戴した御意見を整理させていただいて、取りまとめ案を提示していきたいと思います。

また、委員の方々におかれましては、事前に取りまとめ案を御覧いただいた上で、次回の委員会に臨んでいただきたいと思います。次回が最終回となりますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局の方、宿題が出てしまいましたが、よろしくお願いします。

それでは、予定していた議事は以上ですので、次回について、事務局からお願いしたいと思います。

○佐藤補佐 本日は御議論をありがとうございました。

次回の日程ですけれども、11月22日火曜日の16時から18時の間で、同じくオンラインでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○大竹座長 ありがとうございます。

これをもちまして本日の委員会を閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。傍聴の方もありがとうございました。